

公認会計士・監査審査会の 最近のモニタリング活動について ～「令和7年版モニタリングレポート」のポイント～

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課 課長補佐 前出 友美 (まえで ともみ)

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保・向上のため、監査事務所等に対する検査・報告徴収等（モニタリング）を実施している。本年7月18日に公表した「令和7年版モニタリングレポート」（以下「本レポート」という。）では、審査会のモニタリング活動の状況と成果を中心に、監査事務所や被監査会社等に関する最新のデータや情報等について紹介しており、監査役等が会計監査人との連携、会計監査人の評価や選任等をする際の有用な情報が多く含まれていることから、参考になれば幸いである。

また本稿では、紙幅の関係で紹介しきれない部分もあり、ぜひ、審査会ウェブサイトに掲載している本レポート全文をお読みいただければ幸甚である。

(注)「モニタリング」とは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングとは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通

じた情報収集など、検査以外の活動を指す。また、「事務年度」とは、7月から翌年6月までの1年間を指している。

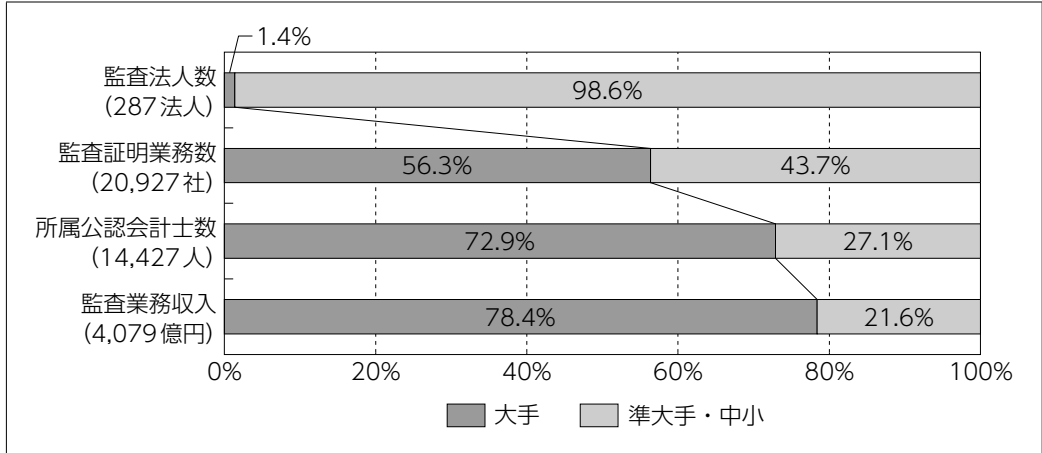
I. 監査業界の概観

上場会社などに対する金融商品取引法又は会社法に基づく監査については、監査証明業務数では5割超、監査業務収入では8割近いシェアを大手監査法人が占めている（図表1）。

上場国内会社（3,922社、令和6年度末）の会計監査人は、大手監査法人の寡占状態となっており、会社数ベースでは約6割であるが、時価総額ベースでは約9割を監査している（図表2）。これは、時価総額の大きい会社ほど、業務の規模が大きく複雑で国際的なものが多く、その監査には、多数の監査人員と多様な専門能力が求められ、大手監査法人以外では対応が困難であるためと考えられる。

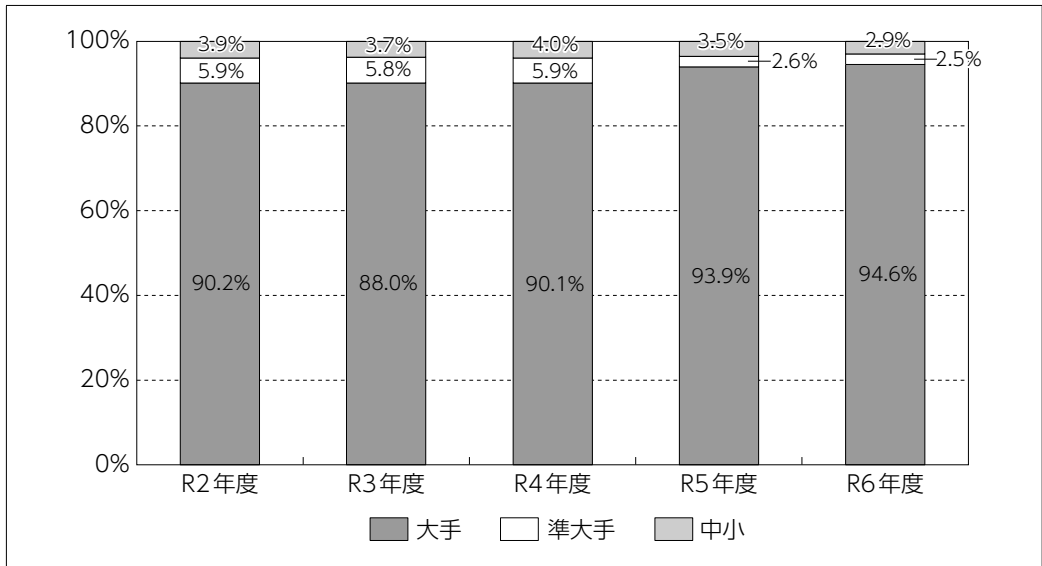
リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入等を内容とする「国際品質マネジメント基準第1号」（ISQM1）等の新設を踏まえて改訂された「監査に関する品質管理基準」（以下「改訂基準」

図表1 監査法人の分類別シェア（令和5年度）



(注) 日本公認会計士協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計。

図表2 会計監査人の規模別上場国内会社の時価総額シェアの推移



(注) 令和5年度は、PwCあらた有限責任監査法人（大手監査法人）とPwC京都監査法人（準大手監査法人）が合併（PwC Japan有限責任監査法人に名称変更：大手監査法人）したことにより、数値が変動している。
 (資料) QUICK、取引所データより審査会作成。

という。)は、令和5年7月1日以後開始する事業年度（公認会計士法上の大規模監査法人（直近の会計年度において監査証明業務を行った上場会社等の総数が100以上となっている監査法人）以外の監査事務所においては令和6年7月1日以後開始する事業年度）に係る財務諸表

の監査から適用が開始されている。大手・準大手監査法人は、改訂基準に基づいて評価項目を追加した品質管理システムを整備・運用している。中小規模監査事務所でも適用が開始されており、本レポートでは、監査法人が現状において認識している課題などを紹介している。

II. 審査会によるモニタリング

(1) 審査・検査等のスキーム

審査会は、その必要があると認めるときは、監査事務所や日本公認会計士協会（以下「協会」という。）に対して、報告徴収や検査などのモニタリングを実施しており、その流れは図表3のとおり。

(2) 検査の実施状況（図表4）

大手監査法人に対しては、原則2年に一度の頻度で通常検査を実施し、その翌事務年度に改善状況の検証を目的とするフォローアップを、原則、報告徴収により実施している（前事務年度に実施した通常検査の結果等を踏まえて検査により実施する場合がある。）。準大手監査法人

の検査は、令和7事務年度からは検査の頻度を2年に一度とする。中小規模監査事務所へは、協会の品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、必要に応じて検査を実施している。

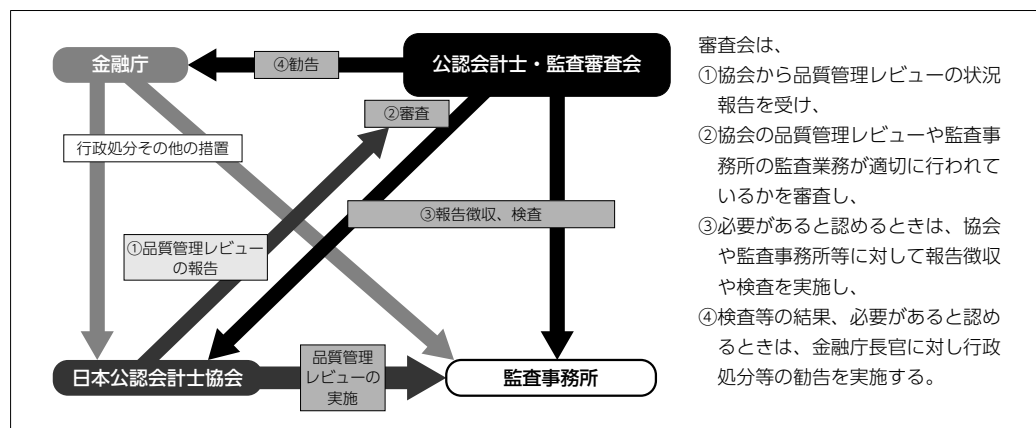
検査で把握した不備は、品質管理態勢の検証を通じて把握した不備と個別監査業務の検証を通じて把握した不備に分類される。

品質管理態勢に係る不備の特徴は、監査事務所の規模によって異なっており、具体的には以下のとおり。

○大手監査法人

品質管理部門と事業部との連携は進んでいるものの、改善施策の監査現場への浸透状況や実効性の検証等が課題となっ

図表3 審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム



図表4 直近5年間の検査の実施状況（着手日ベース）

（単位：事務所数）

事務年度	R2 ^(注1)	R3 ^(注1)	R4	R5	R6
大手監査法人	4(2)	4(2)	2	2	2
準大手監査法人	2	1	2	2	2
中小規模監査事務所	4	4	5	5	3
外国監査法人等 ^(注2)	0	0	1	0	0
合計	10(2)	9(2)	10	9	7

（注1）括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載。

（注2）外国監査法人等に対しても、適宜、報告徴収及び検査を実施。

ている。

○準大手監査法人

品質管理を担う人員が限られていることや、最高経営責任者を含む経営層において、品質管理の確保・向上に対する意識や品質管理部門との連携の必要性についての認識に不十分な点がみられる。

○中小規模監査事務所

最高経営責任者の品質管理に対する意識が不十分な状況、現行の監査の基準が求める品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同様の不備の発生を防止するために必要となる根本原因分析が十分に行われていない状況などがみられる。また、職業的専門家としての倫理観が欠けており、誠実性・信用保持を軽視する風土が形成・助長される状況（監査調書の組織的な改ざん）もみられた。

個別監査業務の検証を通じて把握した不備の特徴は、監査事務所の規模にかかわらず、実証手続（分析的実証手続や詳細テストといった、重要な虚偽表示リスクに対し取引種類、勘定残高及び注記事項に関して実施する監査手続）の不備が最も多く、会計上の見積りの監査に係る不備も多い。

検査では、監査事務所との対話を通じて不備の原因についても分析・共有することで、監査事務所の自主的な業務の改善につながるような検証を行っており、「監査事務所検査結果事例集」に詳述しているので参照されたい。

(3) 総合評価の記載

審査会は、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に応じて5段階の総合評価を付している。総合評価は、監査事務所に対し審査会の評価を的確に伝えるとともに、被監査会社の監査役等が監査事務所の品質管理の水準を適切に理解できるようにすることを目的として検査結果通知書に記載している。

なお、検査を受けた監査事務所は、検査結果通知書の内容及び不備への対応状況を監査役等に対して書面で伝達することが求められている（改正前の監査基準報告書260第16項、A31項）。これに加えて、検査の対象業務として選定された被監査会社の監査役等に対しては、当該被監査会社に係る不備の内容及び監査事務所の対応状況についても伝達することが求められている。

被監査会社の監査役等においては、伝達された情報を部分的ではなく総合的に活用して、監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況をより深く理解し、監査事務所と充実したコミュニケーションを図ることが期待される。

(4) 総合評価の状況

直近5年間の検査（令和2～6事務年度までの間に着手し終了した通常検査）における総合評価の分布状況は図表5のとおりで、監査事務所の業務運営状況に応じて、上位2番目以下の区分に全て分布している。

中小規模監査事務所では、大手・準大手監査法人と比べて総合評価の低いとこ

図表5 直近5年間の検査における総合評価の状況

(単位：事務所数)

区分（総合評価）	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる (総合評価：1)	－	－	－
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる (総合評価：2)	4	－	－
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない (総合評価：3)	－	2	2
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある (総合評価：4)	－	3	8
著しく不当なものと認められる (総合評価：5)	－	－	10

ろが多いが、これは、品質管理態勢等を早急に確認する必要がある先を主に選定していることも一因と考えられる。なお、区分4と評価した監査事務所に対しては、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施して速やかな改善を促すとともに、区分5と評価した監査事務所については、金融庁長官に対し行政処分等の勧告を行うこととなる。

(5) 審査会のモニタリングの視点及び

目的等

審査会は、モニタリングにおける目的やその達成に向けた考え方、各事務年度における重点事項等を公表している。審査会第8期（令和7年4月～令和10年3月）では、「監査事務所等モニタリング基本方針」（令和7年5月28日公表）を策定している。また、本基本方針を踏まえ、「令和7事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」を策定しており、その概要は以下のとおり。

○モニタリング基本計画（検査以外の基本計画）

① 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

協会との間で、品質管理レビューの実施態勢の強化等に向けた深度ある議論を行うとともに、品質管理レビューの実施状況も確認していくほか、品質管理レビューの実効性の一層の向上を協会に促していく。さらに、協会による中小規模監査事務所への指導・監督機能の強化等についても引き続き議論していく。

② 報告徴収

大手・準大手監査法人に対しては、定期的に業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を収集し、分析する。中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビュー結果等を踏まえ、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜徴収・分析し、自主的な監査の品質の確保・向上を促すため、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。

③ 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

大手・準大手監査法人の経営層との定期的な対話を通じて、情報の収集や問題認識の共有を図る。比較的大規模な中小規模監査事務所との対話についても引き続き実施する。

○検査基本計画

① 頻度

大手・準大手監査法人については、「Ⅱ.(2)検査の実施状況」を参照された。中小規模監査事務所については、協会の品質管理レビューの結果のほか、監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施することとし、上場会社監査の担い手として果たすべき役割の重要性に鑑み、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用を行う。

② 業務管理態勢の重点項目

業務管理態勢の実効性、監査の品質の確保・向上に向けた、監査事務所の経営層のコミットメント等に着眼して検証する。

③ 品質管理態勢の重点項目

改訂基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況、品質管理に関する施策の現場における浸透・定着状況、監査資源の状況、監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等、法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組等に着眼して検証する。

④ 個別監査業務の重点項目

不正リスク、収益認識及び会計上の見積りに係る監査や、グループ監査の実施状況等に着眼して検証する。

Ⅲ. 監査事務所の運営状況

(1) 監査法人のガバナンス・コードを踏まえた取組

令和5年3月に改訂された「監査法人のガバナンス・コード」について、中小規模監査事務所における受入れにも馴染み、上場会社等の監査を担う監査事務所における組織的な運営の姿を念頭に、原則及び指針が策定されていることから、公認会計士法（令和4年5月改正）や関連政府令（令和5年4月施行）によって、上場会社等監査人名簿に登録された監査事務所に対し、コードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制の整備が義務付けられた。体制整備義務は、令和6年7月1日（大規模監査法人は令和5年7月1日）以後開始する被監査会社等の会計期間の開始の日から適用されている。大手・準大手監査法人では全ての原則を適用しているが、中小規模監査事務所では、一部を適用していない法人も一定数あり、特に原則3（監督・評価機能）と原則5（透明性の確保）において指針を適用しないとするものがみられることから、本レポートにおいてはこれらに対する監査法人における取組の現状について分析している。

(2) 監査業界におけるAIの活用の概観

審査会は、モニタリングを通じて、AIの利用を含む監査のIT化による影響

等の把握に務めているところ、監査業界においては、大手監査法人を中心に、業務効率化やデータ分析の高度化の観点から、生成AIを含むAIツールの導入又は検討の動きがみられている。AIの活用により、監査人が評価・判断を要する業務により注力することが可能となり、監査品質や監査業務の魅力の向上に資することが期待されている。

一方、AI活用の課題として、データの標準化や不正会計に係るデータ蓄積の不十分さ等が指摘されるほか、特に生成AIについては、出力過程に係る説明可能性の担保の困難さや実際のデータに基づかない出力などが指摘されている。大手監査法人では、AI活用に係るこれらの課題を補う技術の開発等や結果検証等により、回答精度や説明可能性を高める工夫を行い、また、生成AIに関する追加的な規程の策定や利用方法の制約など、管理体制の構築を行いながら、ツールの導入又は検討を行っている。

(3) 会計監査人の異動

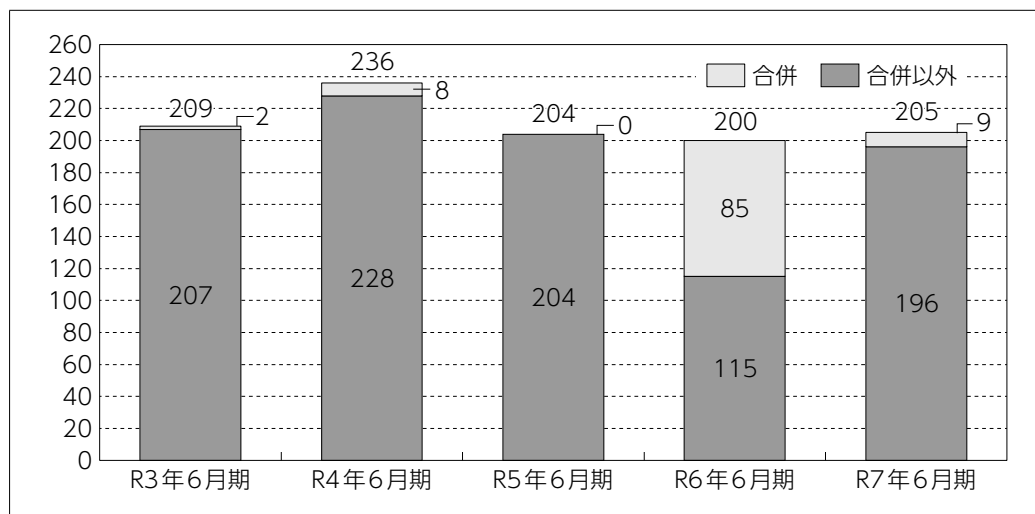
上場国内会社の会計監査人の異動状況を見ると、令和7年6月期（令和6年7月から令和7年6月まで）は205件となった（図表6）。

監査事務所の規模別増減では、過去2年間減少傾向にあった大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所への変更が、今期は増加に転じている（図表7）。これは、大手監査法人が監査契約の継続に関し、監査報酬、監査リスク、業務遂行に必要な人員等を考慮した業務運営を引き続き重視している一方、被監査会社も、継続監査期間の長期化や監査報酬の相当性を考慮して、会計監査人を選定する必要性が高まっていることによるものと考えられ、上場会社監査の担い手としての中小規模監査事務所の役割が増大していることを示唆している。

また、中小規模監査事務所間での変更も増加している。大手監査法人や準大手監査法人は、中小規模監査事務所の被監

図表6 監査事務所を変更した上場国内会社数の推移

(単位：件)



(注) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計。

図表7 規模別の総増減の状況

(単位：件)

異動形態	R6年6月期	R7年6月期	増減
大手 → 大手	12	14	2
→ 準大手	10	25	15
→ 中小	40	49	9
準大手 → 大手	5	3	▲2
→ 準大手	0	2	2
→ 中小	11	14	3
中小 → 大手	4	4	0
→ 準大手	2	3	1
→ 中小	31	82	51
合計	115	196	81

(注1) 適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計。

(注2) 監査法人の合併による異動は含まれていない。

査会社であった上場国内会社に対し、監査報酬等の観点から監査契約の新規締結に慎重な姿勢を継続していることや、当該上場国内会社においても、監査報酬や事業規模に適した監査対応等を考慮した結果として、他の中小規模監査事務所を選任することが多くなっているものと考えられる。

令和7年6月期において被監査会社が開示した異動理由をみると、事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性、現任監査人の継続監査期間の長期化等、前期と同様の理由が多い(図表8)。このほか、現行の会計監査人が、監査契約の継続を辞退する件数も多くなっており、監査工数の増加が見込まれる中、十分な人員の確保が見込まれないことや、上場会社等監査人名簿への登録が認められなかったことが理由として挙げられている。

IV. 監査をめぐる環境変化への対応

(1) 中小規模監査事務所をめぐる動向

令和4年5月の公認会計士法の改正により導入された「上場会社等監査人登録制度」に基づき、上場会社の監査を行う監査法人等の登録は、令和5年4月1日以降、協会の「上場会社等監査人登録審査会」で行われており、登録上場会社等監査人は情報開示等の体制整備が求められることとなった。

協会は、上場会社等の監査を行う中小規模監査事務所における情報開示の充実のほか、六つの経営基盤（品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT基盤、財務基盤及び国際対応基盤）の強化を支援することで、中小規模監査事務所の監査を取り巻く環境変化へ対応している。

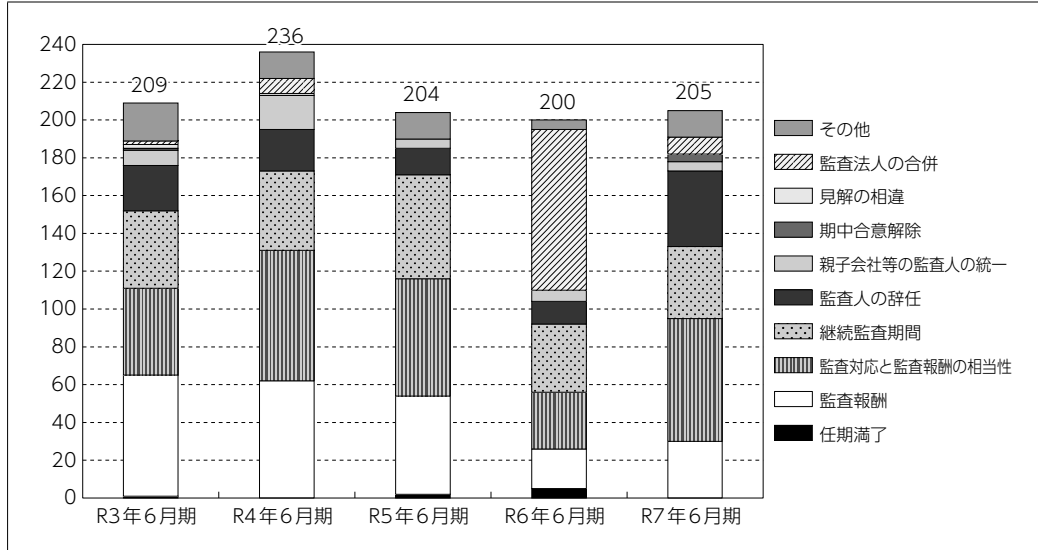
(2) 会計監査に関する最近の動向

① 四半期報告書制度の廃止

令和6年4月より四半期開示制度は、

図表8 上場国内会社の会計監査人の異動理由

(単位：件)



(注1) 各期の6月末までに後任監査人を決定している上場国内会社の適時開示に基づき集計。

(注2) 複数の理由を開示している場合には、主と考えられる理由に分類。

証券取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」され、会計監査人による第1・第3四半期のレビューは原則任意となっている。監査法人では、第1・第3四半期の決算短信を公表する被監査会社のうち2~3割に対して、任意レビューを実施済み又は実施予定としている。任意レビューを実施しない場合でも、年度監査等の一環としての手続が実施されることが多い。

② 有価証券報告書の株主総会前の提出

令和7年3月、金融担当大臣は、全上場会社に対し「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」との表題の要請文を発出し、有価証券報告書の提出は、株主総会の3週間以上前が最も望ましいことを示しつつ、企業の実務負担も考慮し、取組の第一歩として、今年からまずは株主総会の前日ないし数日前に提出す

ることの検討を要請した。大手監査法人は、有価証券報告書の株主総会前の提出による監査業務への影響として、監査スケジュールの見直しや監査リソースの確保、被監査会社との協力体制の構築といった課題を挙げている。

(3) サステナビリティ情報の開示及び保証の動向

日本では、令和5年3月31日以後終了する事業年度の有価証券報告書において、サステナビリティ情報の開示が開始されており、具体的な基準に準拠した開示を可能とするため、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が、令和7年3月にサステナビリティ情報に係る開示基準を最終化している。保証に関しては、国際的には、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が令和6年11月に「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」

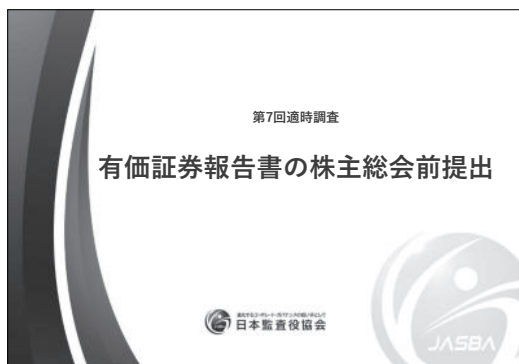
(ISSA5000) を公表している。こうした状況を踏まえつつ、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」では、日本における開示基準や保証制度導入に向けた有識者による議論が進められている。

大手監査法人では、監査法人自体やグループ会社が、サステナビリティ情報に

関するアドバイザリー業務や任意の保証業務を行っているほか、保証業務の推進に向けた部署を設置している。大手監査法人以外では、プロジェクト・チームを設定して情報収集や法人内研修を行っている例が多く、保証業務の推進に向けた部署を設置している例もみられるが、取組の度合いは様々である。

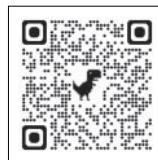
日本監査役協会公表物

第7回適時調査「有価証券報告書の株主総会前提出」の調査結果



- 定時株主総会前の有価証券報告書提出に関して、各社の状況把握を目的として調査を実施！
- 当協会会員のうち3月または4月決算期の上場会社である1,095社の回答結果を公表！

右記の二次元コードからすぐに関覧いただけます！
今すぐチェック!! ▶▶



当協会ホームページ (<https://www.kansa.or.jp/>)
「電子図書館」のページからもご覧いただけます。